



## 税務 税務課からのお知らせ

問 税務課 固定資産税係  
☎476-1111(118)

### ◆太陽光発電設備を設置された方へ ＜固定資産税（償却資産）のお知らせ＞

#### 1 太陽光発電設備の取り扱いについて

太陽光発電設備については、償却資産に該当し、申告の対象となる場合があります。下表をご参考に、所有されている太陽光発電設備の設置状況を確認してください。申告の対象となる場合は、毎年1月末までに償却資産の所有状況を申告していただく必要がありますので、税務課固定資産税係までご連絡ください。

なお、申告もれがある場合は、取得年に遡り課税いたしますのでご注意ください。

#### 【対象となるもの】

設置者	10kW以上の太陽光発電設備 (余剰売電・全量売電)	10kW未満の太陽光発電設備 (余剰売電)
個人	事業の用に供している資産になります。売電の有無にかかわらず償却資産として <b>申告の対象となります。</b>	売電するための事業用資産とはなりませんので、 <b>申告の対象外となります。</b>
個人（個人事業主）	店舗やアパート、農業など事業を営む方が、その事業のために太陽光発電設備を設置した場合は、事業の用に供している資産となります。売電の有無にかかわらず償却資産として <b>申告の対象となります。</b>	
法人	事業の用に供している資産になります。売電の有無にかかわらず償却資産として <b>申告の対象となります。</b>	

※課税対象となる償却資産・・・太陽光パネル（家屋の屋根材となっているものを除く）  
架台、送電設備、電力量計、パワーコンディショナーなど

#### 2 再生可能エネルギー発電設備における課税標準額の特例について

再生可能エネルギー発電設備については次の条件を満たす場合、**新たに課税することとなる年度を含めて三年度分の課税標準額が3分の2に減額されます。**

＜条件＞

- (1) 『再生可能エネルギーの固定価格買取制度』の認定を受けた太陽光発電設備（10kW以上）
- (2) 取得期間 平成24年5月29日から平成28年3月31日まで

＜提出書類＞

- ① 10kW以上の太陽光発電設備に係る設備認定通知書（経済産業省発行）
- ② 電力受給契約の分かる書類（電気事業者発行）

太陽光発電等償却資産についてご不明な点等ありましたら税務課固定資産税係までご連絡ください。